

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和6年2月27日（火）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（9名）

委員長	浅川	のぼる
副委員長	沢田	けいじ
理事	宮野	ゆみこ
理事	宮崎	こうき
理事	白石	英行
理事	岡崎	義顕
理事	板倉	美千代
委員	千田	恵美子
委員	市村	やすとし

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

副議長	田中	香澄
-----	----	----

6 出席説明員

加藤 裕一	教育長
横山 尚人	企画課長
武藤 充輝	総務課長
野苺家 貴之	スポーツ振興課長
篠原 秀徳	子育て支援課長
奥田 光広	幼児保育課長
永尾 真一	子ども施設担当課長

大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所準備担当課長
宇 民 清	教育総務課長兼真砂中央図書館長
中 川 景 司	学務課長
宮 原 直 務	教育推進部副参事
赤 津 一 也	教育指導課長
鈴 木 大 助	児童青少年課長
木 口 正 和	教育センター所長

7 事務局職員

議事調査主査	長 田 高 志
議事調査主査	下 笠 由美子
係 員	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

(1) 理事者報告

- 1) 令和4年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について
- 2) 令和4年度体罰等実態把握調査について
- 3) 竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について

(2) その他

午前 9時58分 開会

○浅川委員長 おはようございます。

時間前ではございますが、皆さんおそろいですので、これより文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、報告事項9に関連する理事者として、野苺家スポーツ振興課長に御出席いただいております。

○浅川委員長 理事会についてですけれども、理事会は、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 本日の委員会運営についてですけれども、理事者報告3件、2月26日の委員会では、報告事項5「文京区立小日向台町小学校等改築基本及び実施設計委託事業者の決定について」まで終了しましたので、本日は、報告事項6「令和4年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」から審議いたします。

その後、一般質問、そしてその他で、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和6年5月の閉会期間中における継続調査について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営したいのですけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 26日の理事会にて、本日の委員会は11時30分までに終了することとなりましたので、各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう、御協力をお願いいたします。

○浅川委員長 理事者報告ですけれども、それでは教育推進部教育指導課より2件。

報告事項6「令和4年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」、報告事項7「令和4年度体罰等実態把握調査について」の説明をお願いします。

赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 それでは、資料第8号によりまして、令和4年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について、御報告を申し上げます。

1ページを御覧ください。

暴力行為につきましては、小学校33件、中学校16件、令和3年度に比べまして増加しております。小・中学校ともに、同一人物が複数回行うケースがあり、総数として増えたものと考えております。

次に、2ページ、いじめについてでございます。

小学校では88件、中学校では38件が認知されました。小・中学校ともに、いじめの認知件数が令和3年度より増加しておりますが、理由としては、学校の積極的な認知に対する理解が広がっていることと、アンケートや教育相談の充実などによる見取りを細かく緻密に行っ

ていることなどが考えられるところでございます。

続いて、3ページ、長期欠席についてでございます。

令和4年度に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒数の集計となっております。
令和4年度の長期欠席者数は、小学校380名、中学校232名でございます。

最後に、4ページ、不登校についてでございます。

令和3年度と比べますと、小学校は34名増加、中学校は48名増加しております。小・中学校ともに、長期化傾向が見られるところでございます。

不登校への対応でございますが、各学校において、組織的な対応をするとともに、教育センターの適応指導教室ふれあいへの通室、スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生への全員面接、不登校対応チームによる学校への助言・支援など、学校・家庭関係機関が連携して丁寧に対応しているところでございます。今後も、児童・生徒が通いたいと思う学校づくりに努めてまいります。

続きまして、資料第9号に基づきまして、令和4年度体罰等実態把握調査について、結果を御報告申し上げます。

2、報告数を御覧ください。

令和4年度、文京区において報告があった件数は、小学校15件、中学校2件となっております。

3、報告の内容を御覧ください。

マル1、体罰は、令和3年度に引き続き令和4年度も小・中学校ともにゼロ件でございました。

次に、マル2、不適切な行為についてですが、今回から、ア、不適切な指導とイ、行き過ぎた指導を合わせておりますが、小学校で3件、中学校で1件となります。

ウ、暴言等につきましては、小学校で5件、中学校で1件となります。

4、体罰の根絶を図るための取組といたしましては、(1)の1番目の合同校園長会でサービスの厳正を働きかけるとともに、3番目、学校支援のために指導主事が積極的に学校訪問を行ってまいります。

(2)の研修につきましては、体罰防止月間のサービス事故防止研修や、教育センターと連携を図り、アンガーマネジメント研修などを実施してまいります。

御報告は以上でございます。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項6「令和4年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」の御質疑をお願いします。

御質疑のある方は、挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 問題行動がかなり去年から増えているんですけども、その理由として、今、学校の認知度や見取りをやっているということの分析だったんですけども、それだけでしょかね。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 それ以外に、例えば令和3年度は、コロナ禍ということもあって、教育活動が一定程度制限をされておりました。一方で、令和4年度から徐々にではありますけれども、制限を緩和して、教育活動もできることについては行ってきた背景がございます。その状況の中では、様々な活動ができる中では、児童・生徒間のトラブルであるとかが一定程度増えたものと認識をしております。

○浅川委員長 千田委員、少し質問をまとめてお願いしていいですか。

○千田委員 分かりました。

ただ、コロナの問題だけと捉えているのであれば、その前と比較してどうなのかなというのと、コロナの前ですね、それより増えているかというのと、あと、数を追うだけでなく、その改善・予防に生かして、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーの立場、役割をちょっとコメントいただけたらと思います。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 例えば不登校については、コロナ前よりも増えてございます。その背景としては、コロナ禍で一定程度自宅で学習するというようなことを含めて進んだところもありますし、多様化学校の設置等を含めて、多様な学びについても一定程度認知をされたということもあって、増えている状況もあるかなと思いますが、一方で、今、言ったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携も含め、対応もして、問題の解決を図っているところですし、また、そういった増員についても、来年度については検討しているところでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 あと、病気での欠席が多いようなんですけども、その中でも起立性調節障害が多いと伺っております。起立性調節障害というのは、思春期における自律神経失調症による

循環不全の病気なんですけれども、起きようとしても体がついてこない、それによるめまい、吐き気、立ちくらみ、倦怠感など様々な症状を伴うという病気なんですけれども、これが今、非常に増えていて、今では10人に1人が罹患していると言われていています。そしてまた、不登校の方の3割、4割が起立性調節障害ということが今、明らかになってきております。なかなか病名のつけにくい病気ではあるんですけれども、これ非常に深刻だと思うんですね。この病気に対して、特に起立性調節障害ですね、教育現場と教育行政としてはどう考えているのでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 病気のところの理由が増えているのは事実でございます。それで、例えば小学校のほうは、体調不良による病気ということでの欠席が増えていること。それから、中学校のほうは、今、委員の御指摘のとおり、起立性調節障害による欠席が3分の1程度ということで認識をしてございます。今、言ったように、医療との連携も深めながら、よりよい学校復帰に対して支援を行っていきたいと存じます。

○浅川委員長 千田委員、もうちょっとまとめていただいて、質問のほうを二、三個まとめていただけますでしょうか。

千田委員。

○千田委員 起立性調節障害というのは、自分の意思とは関係なく、自分では頑張れない病気ですので、やはり周りの方の力が必要です。でも、家族や医師に任すのではなく、やはり教員や行政も関わっていくべきだと思います。その子ができることを応援する、味方になるなどやれることはありますので、また、この病気って、体の成長とともに回復することが多いので、必要以上に将来を悲観させないことも重要だと思いますので、その子と向き合っていくことが重要なので、病気で苦しむ子どものために、行政としても取り組んでいっていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか、ありがとうございます。

続きまして、宮野委員。

○宮野委員 不登校について、お伺いしたいというふうに思います。

不登校も増えているんですけれども、不登校の主な要因のところ、無気力、不安が一番多くて、そのほかに友人関係、小学校では親子関係のほうも入ってきております。

昨年10月11日の読売新聞の記事になるんですが、民間支援団体が不登校経験者と保護者

にアンケートを実施したところ、不登校のきっかけは、先生と合わない、怖い、体罰があったなど、教員が原因となったという回答が最多の3割を占める結果となったというふうにありました。今回の調査は、実施者が学校でありまして、このように教員が起因するような結果が一切確認できないんですけれども、これは本当に実態に沿っているのかどうかというのは疑問に感じております。これについて、どのように解釈しているか、教えていただいていますか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 この不登校の要因につきましては、学校が主なものということで回答してございます。今、委員が御指摘の報道もされている調査のほうでは、聞き方として、不登校になったきっかけという言い方をされている。だから、質問の仕方が異なっているので、それを単純に比較することは難しいかなと思います。更に加えて言うと、この調査のサンプル数についても異なっております。そういった部分では、繰り返しになりますが、単純に比較することは難しいかなと思いますが、いずれにしても、不登校になっている子どもたち一人一人に対して、きめ細かな対応をし、その不登校の解消に向けて努めていくことが必要だと認識をしてございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。きっかけというのが、この調査からは見えにくいということだと思うんですけれども、私の知っている子の中でも、最初に例えばクラスの前で先生に叱咤されたというような出来事があって、それが原因で、それがきっかけとなって、クラスみんなからかわられるようなことがあって、それで不登校になってしまったというような、何か一連のつながった流れがあって、でもやっぱりきっかけが、その場合は先生の行動だったというふうに思うんですね。なので、そういった実態をしっかりと見えるようにしていただきたいなというふうに思っております。

それで、昨年末、文教委員会で、寝屋川市のほうに視察に行かせていただいたんですけれども、浅川委員長のほうでも本会議で御質問されておりましたが、学校のいじめは、市役所の監察課という部署が第三者的に客観的に調査して、学校と両輪でいじめや不登校の問題に取り組んでいて、非常にいいシステムだと思いました。

今、文京区では、学校からの報告を受けて、教育委員会と学校のやり取りで児童の聞き取りなどを行っていると思うんですけれども、寝屋川市のように、区長部局が直接子どもからの声を聞いて調査するというシステムも必要なんじゃないかと思っております。ぜひ、その

ような部署を設置していただいて、学校からの声だけでは気づけないような実態を把握していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 まず、前段のきっかけが見えるようにしてという御指摘ですけれども、ただ、この調査は、国が一律に行っている調査で、経年変化も含めて行っていますので、なかなかこの調査の仕方を変更するということは、区教育委員会としては難しいのかなというふうに認識をしております。

ただ一方で、先ほども御答弁しておりますけれども、一人一人の子どもたちが抱えている問題に対しては、早期発見をし、早期解決をすべく、個々の対応をよりきめ細かに行っていくことが必要かなというふうに認識をしております。

それから、後段のほうの御質問ですけれども、御指摘のこともよく分かります。ただ一方で、教育委員会としては、やはり学校と連携をして、問題の解決に努めるとともに、例えばいじめのことであれば、いじめ問題対策協議会を開催して、警察だとか児童相談所等を含めて関係機関の御出席もいただいたり、または区長部局の子ども家庭支援センターの御出席もいただいて、問題の共有とその改善についても協議をしております。引き続き、関係部署、区長部局も含めて、問題の解決に努めていきたいと思っております。

○浅川委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 前に、児童虐待といじめの関連性についても、相談支援に当たりましては、必要な視点と考えております。今、教育指導課長のほうからありましたとおり、連携は図りながら、相談支援を現在、子ども家庭支援センターも入って行っているところでございます。いじめは、正に家庭の問題など複合的な原因が関係していることも考えられますので、子ども応援サポート室等、そういった子どもたちが相談できる窓口の周知の強化、これに努めていきたいと思っております。その中で、子どもたちが発する、正にSOSや相談に対応していきたいというふうに考えております。

また、要保護児童対策地域協議会、要対協でございますけれども、こちらのほうにも、学校等教育機関及び関係機関との更なる連携への協力を求めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。国の調査ということで、この形自体を変えることは難しいというふうな御認識でいらっしゃいましたが、ぜひ、国にも、本当に不登校が増えていま

すから、適宜こういった実態に合わせて、きちっとその調査が効果的な調査になるように改善を求めているというふうに思います。

それから、子ども応援サポート室については、確か電話とかメールで相談を受ける、受けてから対応という形かと思うんですけれども、やっぱり子ども本人が平日の日中に電話したりメールしたりというのは、結構ハードルの高いことだと思いますし、寝屋川市の場合は、監察課がもう本当に定期的にアンケートのついたちらしを配って、ここに回答したら意見を吸い上げてくれるという、そういった認識がすごく広まっている形だったんですね。ぜひ、そういった取組も考えていただきたいということ、この2つ、要望でよろしく願いいたします。

○浅川委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 1点だけ付け加えさせていただきますが、子ども応援サポート室なんですけれども、正に委員のおっしゃるとおり、平日に対応することがとても難しい、ナイーブな例もありますので、今回ちょっと検討しているのは、LINEでの相談ということも今、視野に入れておりますので、そういった形で、子どもたちが相談しやすい環境づくりに今後も努めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 あと、教育センターにおきましては、通常の相談とは別に、24時間365日、電話でいじめ電話相談と、あと教育全般の相談をお受けしております。これは保護者の方からの電話も多いんですけれども、お子さん自身からの電話もございますし、お子さん自身が土日でも夜中でも相談することは可能ですので、今後、こういった取組を、保護者ですとか子どもたちに周知していきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 メールとかLINEとか電話とか考えてくださって、ありがとうございます。一方で、やっぱりこういった不登校とかいじめの問題というのは、低学年の子にもたくさんある話ですので、そこら辺はやっぱり子どもが1人でそういった電話するということはハードルが高いことだと思いますので、そういった認識で進めていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○浅川委員長 市村委員。

○市村委員 先日、文教委員会でも、宮野委員が言ったように、寝屋川市、視察のお勉強してまいりました。いじめに関しては、とても効果が出ているということでもありますので、先ほ

ど宮野委員も何点か質問したと思うんですが、ちょっとダブりますけれども、いや、それにしても、文京区の教育委員会の方は、先日の浅川委員長の一般質問にも答えていただけるように、しっかりと丁寧に聞き取りもやっているし、問題なのは、軽微ないじめをどうやって処理して、要するに大きないじめになる前に摘んで、解決する。先ほど赤津課長がおっしゃっていたとおりでございますよ。そのために、ではどうすればいいのかということ、先ほど宮野委員が質問したと思うんですけれども、それで、今までのやり方というのは、先生とかが見て、それは駄目じゃないか、それで報告したり、ちゃんと毎月報告もしていただいているようでございますけれども、さっき宮野委員が言ったのは、生徒のほうから毎月そういういじめに関する何かがありましたら、情報を頂戴よということをやることによって、小さな種から、要するに対処するというので、とても効果が上がっているということをおっしゃっていたんですね。同じ質問になっちゃうんですけれども、それも大切な視点なので、今、しっかりやっていますけれども、更にやっていただきたいという希望でございます。

そして、もう一点、さっき言った第三者機関、教育委員会と、いじめに関しては、第三者委員会、いわゆる、名前はちょっと怖いんですけれども、監察課というんですよ。監察するんですよ。すごく怖い名前に何でしたんだといたら、やっぱりそういう名前のほうが何かインパクトがあるということをおっしゃっていましたが、そういう方が一緒になって、いじめに対して対処しているということでもありますので、別に監察課を設けるといってなくて、今もほかの部局と一生懸命やっていたら、赤津課長もおっしゃっていたので、教育委員会だけでなく、そういう違うところとも連携して、ぜひいじめが少なくなるように、1件でも少なくなるように、重大事故にならないようにということで、先ほどお答えいただいているので、要望したいと思います。

以上です。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 要望ではあるんですけれども、先ほどの毎月のということもありましたが、教育委員会としては、毎月は行っていませんが、定期的には子どものアンケートも行って、該当する子ども以外の声も当然拾って、いじめの問題の解決には当たってございます。今、第三者委員会のこともありましたけれども、引き続き区長部局とは密に連携を行ってきたいと存じます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 1番の暴力行為で、先ほど課長さんのほうからも御説明がありましたけれども、

これまでに比べて令和4年度がかなり増えたということで、原因は同一人物が複数回行うケースがあったというふうにあるんですが、それにしてもちょっとあまりにも多過ぎるかなど。途中で指導や注意がなかったのか。あったと思うんですけども、それに対して、その生徒が聞かなくて繰り返されてしまったのか。また、いわゆるその暴力行為を受けた児童への対応も大事なところだと思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 御指摘のとおり、同一人物が複数回行っている事案に加えて、例年に比べると多いのは事実でございます。

内容については、それぞれの学校において繰り返し指導を行っております。案件によっては、対教師暴力だったり、児童・生徒間の暴力行為ということだったり、または、器物破損ということもございます。

引き続き、暴力行為を行っている子どもに対しての心のケアも含めて、教育委員会としても支援を行っていきたく存じます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。心のケア、精神的な部分の支えというものも非常に大事だというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、4番の不登校なんですけれども、不登校の児童・生徒は、文京区にかかわらず、全国的にも増加傾向にあって、新聞報道でも全国で29万人を超えたというような数字も出ております。

そこで、いわゆる不登校になる、もちろん本人もつらい部分もありますけれども、今、親御さんの精神的な、また経済的な負担が重くのしかかっているという報道もあります。

文京区は、不登校児童・生徒への支援という意味では、学びの居場所架け橋計画で本年度から対応しておりますけれども、その辺の現状をお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 まず、学びの居場所架け橋計画につきましては、当初、本年度7校でスタートいたしまして、年度途中の10月から更に3校増やしまして、計10校、小学校5校、中学校5校の10校で取り組んでいるところでございます。2学期末時点で、79名在籍者がおりまして、そのうち小学校が50名で、中学校が29名という状況でございます。

こちらにつきましては、一定効果といたしましては、やはり別室があることで、学校の中で自分のクラス以外に心を落ち着かせる環境があるということで、これまでよりも、そもそ

も学校に来れる日が増えたですとか、あるいは別室をうまく活用して、別室から教室にも入ることができるようになったといった声なんかも聞いているところでございます。

一方、御指摘のありました保護者支援につきましては、まず精神的支援に関する部分につきましては、教育センターのほうで教育相談、相談部門がございまして、そちらで保護者の方からの御相談もお受けしているのと同時に、それとは別に、教育センターのふれあい教室を利用されている方の保護者に対しては、保護者会で、不登校の体験したことがある方をゲストでお呼びして、そのお話を聞く会を設けたりですとか、あるいは相談を御利用されている方の中で有志の方を募って、保護者の集いというものをやりまして、保護者同士が語り合える機会を設けたりですとか、あるいは本年度からは新たに、教育センターを利用していない方も含めて、不登校のお子さま向けの進路説明会というものをやりまして、それは保護者対象に行いまして、こちらでも保護者の方がほかの同じような悩みを抱えた保護者の方といろいろ話し合えるような機会を設けまして、そういったサポートに取り組んだところでございます。

今後とも、こういった取組を進めるとともに、経済的支援につきましては、来年度、東京都のほうでフリースクールの費用助成をやる予定だと聞いておりますので、本区としても、そういった経済的支援の在り方については、今後検討していきたいと考えてございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。ありがとうございます。学びの居場所架け橋計画、そこに通われた親御さんからも非常にありがたいというか、好評のお言葉もいただいております。

一方、この学校はやっているんですかというふうに、ちょうど6年生のお子さんをお持ちのお母さんなんですけれども、ちょっと調べたら、行く学校がやっていないということがあって、学校の状況もあるんでしょうけれども、やはりこれから1校でも多くこういった場をつくってあげるというのが、ある意味、不登校生徒の居場所の対策になると思いますので、ぜひとも、また拡充していただければと思います。

それと、親御さんのいわゆる支援という意味では、昨年6月の一般質問でも取り上げさせていただきまして、かなりその後も充実をしていただいて、本当にありがたいなというふうに思っております。親御さんの、精神的なものもそうですけれども、やっぱり経済的な部分というところも、今度、東京都で補助も始まりますけれども、先日の日本経済新聞でも、子の不登校、苦しむ親を支えるということで、いわゆる専門外来とかSNSとかと、さっき保護者の情報交換の場をまたつくっていただいたということもありますけれども、そういっ

たことも踏まえて、更に安心してというか、お母さん方の負担軽減に少しでも取り組んでいただければと思います。

特に、この記事によると、いわゆる不登校をきっかけに収入が減った御家庭が3割を超えると。どうしても仕事に行けなくなったり、やはりお休みしたり、もっと言うと、退職するようなケースもあるというようなことで、その辺、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、進路相談会の後の情報交換の場も、今、年1回なんですかね、もっと回数を増やしてほしいとか、あと知らないお母さんも結構いるので、その辺の、いわゆる情報提供というか、その辺もしっかりお願ひできればという声もございました。その辺も含めて、今後もしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 まず、学びの居場所架け橋計画につきましては、令和6年度、更に2校拡充する予定でございます。ただ、いきなり全校とかそういった拡充は、なかなか、指導員の採用等の関係から困難でございますので、配置されない学校におかれましても、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員といった既存の支援制度を活用しながら、お子さまたちの支援に努めてまいりたいと考えてございます。

また、進路説明会につきましては、本年度初めてで、秋に開催ということで、委員のおっしゃったように、ちょっと時期についてはいろいろ御意見を頂戴しているところもございませうので、来年度は予定では2回実施する予定で、1学期の間に1回実施する方向で現在検討しているところでございませう。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。そういった形で、少しずつでも充実させていく、一歩前進させていくというような形で進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 時間がないので、端的に伺います。

不登校についてです。先ほどと比べて、小学校で34人、中学校で48人、出現率もともに増加をしています。これは前年度、前々年度から引き続き増加している。そしてまた、長期化傾向なのはなぜでしょうか。特に、当事者の児童・生徒や保護者に理由を確認されたのか、伺います。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 先ほども御答弁しておりますが、長期化傾向の背景としては、多様な学びが認知されたということが背景にあるというふうに認識をしております。個別について、教育委員会として把握はしておりませんが、各学校が実態の把握に努めているところでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 当事者にとっては、センシティブな問題なんですよ。宮野委員からも、先生と合わないというのが最多だという全国調査の紹介もありました。要は、不登校の児童や保護者は、担任や管理職と相性が合わないケースが多いので、学校に聞いても本当の理由は把握しにくいわけです。国調査が変えられないのであれば、当事者にアンケート調査をしてはどうかという話なんです。これは要望でいいです。

もう一点、岡崎委員の指摘した校内の学びの居場所ですが、児童・生徒が通いたいときに通える場所として重要性が高まっている一方で、指導員がなかなか見つからない問題もあるというお話でした。指導員の選定や処遇はどのようにされているのでしょうか。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 指導員につきましては、週29時間勤務の会計年度任用職員という位置付けになってございます。ですので、ほかの会計年度任用職員と同じように、公募で採用選考、書類選考と面接を行いまして、指導員を選考して、合格した指導員を採用するという流れでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 通常の会計年度任用職員の選考だということなんですけれども、一方では、担任とか同じクラスの児童・生徒と会わなければ登校できるという子どももたくさんいると思うんですね。そういう子どもたちにとって、校内の学びの居場所はかけがえのない、救いの場でもあるわけです。指導員の選定とか処遇を、足りないのであれば、特に工夫をして、これからその人材の確保に努めていただきたいですし、また、その指導員が不足しているから学びの居場所を全校配置できないということはないようにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 指導員につきましては、ちょうど今現在も来年度の採用するための採用選考をやっているところでございます。今年度応募した方も含め、今、応募している方

も含め、まずは応募している方の雇用に対するニーズですとか、そういったものも確認しつつ、指導員の在り方ですとか採用方法については、考えていきたいと思っております。

また、指導員に関しては、今回、あえて教員免許状とかの有資格を必須としておりませんが、こういった教育に熱意があり、不登校児童一人一人に寄り添える、熱意のある、資質のある指導員を採用してきているところがございます。その資格を外したことで、令和5年度につきましては、一定の応募者があったと考えておりますので、今後とも指導員を着実に確保していくために、確実に採用できるように取り組んでまいりたいと思います。

なお、やはり一定の質のある指導員の確保がこの事業の肝になりますので、あくまでも一定の質のある指導員の確保の状況に合わせて、配置校を拡大していく考えでございます。

○浅川委員長 沢田副委員長。

○沢田副委員長 質の確保、ぜひお願いしたいんですが、その29時間ですからね、様々な状況の方たちがいらっしゃると思いますので、ぜひ柔軟な働き方に対応できるような採用の方法を工夫いただければと思います。

あと、最後ですが、先ほど述べた設置校の児童・生徒や保護者の声を丁寧にこれも確認をしていただきたいと。学び居場所の設置校と未設置校の間で、不登校の出現率や要因にどんな違いが出てくるかも、今後ぜひ確認いただきたいと思います。要望です。

以上です。

○浅川委員長 以上で、報告事項6の質疑を終了いたします。

ただいま37分が経過しています。

次に、報告事項7「令和4年度体罰等実態把握調査について」の御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方は、挙手をお願いします。

千田委員。

○千田委員 では、4点ありますので、まとめて言います。

まず1つ目は、報告数が令和3年度から小学校13人、中学校1人増加という、その理由をお伺いします。

それと、この数字だけではなく、数字に上がってこない体罰があると思います。それをどう考えられるのか。

あと、その体罰の結果を保護者や教員に伝えない例もあるのか。

そして4つ目が、体罰分類基準というのが、この後ろのほうにあるんですけども、この

分類だって、どの過程で、どのように3分類にするのか、お伺いします。

○浅川委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 まず、1点目の増えた理由でございますが、これは先ほどの問題行動のところとも重なりますけれども、やはり一定程度教育活動が制限されていた時期に比べて、活動が増えていったといった中では、いろんなトラブル等が生じたものと認識をしてございます。

2点目のこの調査に上がってこないものがあるのではないかという御指摘ですけれども、調査は年に1回行っておりますが、これ以外にも、例えば保護者から直接教育委員会に連絡があったようなものについても、この調査の中には、調査した結果は入れてございます。引き続き、調査の時期だけじゃなく、そういったお声があれば、確認をして、東京都教育委員会とも連携をして、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

それから、保護者、子どもに伝えない例があるかということですが、この報告をいただいている中には、調査をした結果、東京都教育委員会と精査をし、指導の範囲内であったもの、または適切な指導であったというようなものがありますので、そういった部分ではお伝えをしていないものもございます。

それから、分類の仕方についてですけれども、これについても、最終的には、4ページにある、この参考資料の記載のとおりを照らし合わせて、区教育委員会並びに東京都教育委員会で精査を行っているものでございます。

○浅川委員長 千田委員。

○千田委員 やはり先ほどもそうですけれども、増えた理由がコロナだけなのか、もっと何か深いものがあるような気はしますので、もしそういうことも追求しできればしていただきたいと思います。

この調査については、この質問、調査資料の項目で生徒が答えるということなので、項目内容にも非常に配慮も必要だと思います。ただ、子どもが言えるきっかけになったということでは、非常に重要だと思っています。

対応にも気を遣うことは承知しているんですけれども、子どもたちのために、この調査だけで終わらず、それで一応解決したというふうになっても、まだまだその子の気持ちには残っていると思うので、解決した例に当たっても、ずっと継続的にフォローしていただきたい。

あと、体罰について、教師としては体罰ではない場面もたくさんあると思うんですけれども、やはりそれは生徒にとって体罰と捉えていたということは、それはそれで教師として

今後の指導に生かしていただければと思います。これは要望です。よろしくお願ひします。

○浅川委員長 ほかに、よろしいですか。はい。

それでは、以上で、報告事項7の質疑を終了いたします。

次ですけれども、教育推進部真砂中央図書館より1件。

報告事項9「竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について」の説明をお願いします。

宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 それでは、資料第11号に基づきまして、竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について、御報告をいたします。

まず、この中間のまとめの位置付けですけれども、当初は今年度中に基本計画を取りまとめ、来年度に設計委託事業者のプロポーザルへと進めていく予定でございましたけれども、これまで区民や利用者の方々に御意見を伺う際に、今回お示しをしているような図面、あるいはパース図などがございませんでしたので、将来の公園や建物などのイメージを、御意見を伺った方々に持っていただくことが難しかったのではというふうに考えております。

今回、ベースとなる、この中間のまとめとして、一定可視化をした形で御用意いたしましたので、改めて議会あるいは区民、利用者の御意見、御要望をいただき、今後の計画案の取りまとめを進めていきたいと考えているものでございます。

したがいまして、この中間のまとめの内容は、現時点で確定したものではないということで御理解をいただければと思います。

それでは、資料通し番号1ページを御覧ください。

この基本計画の中間のまとめの取りまとめの前段としては、文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会での検討の中で、小石川図書館の現在の敷地の中では建て替えが難しいということなどから、隣接する竹早公園との一体的な整備を進めるという方向性が示されたものでございます。それに基づいて、現在まで検討を進めてきたものとなっております。

資料通し番号8ページを御覧ください。

簡単に全体の概要を説明させていただきます。図2-2として、現況敷地図がございます。こちら、公園の敷地の中に、2か所に分かれて竹早公園の部分、それとテニスコートも1面、4面と分かれて、2か所設置されているところと、それと右上に、小石川図書館が現況あるような形になっております。

なお、敷地の高低差といたしましては、下の春日通りから上の千川通りに向けて約5メー

トルの高低差があるといったような土地になってございます。

次の9ページを御覧ください。

施設の概要の敷地面積のところですが、竹早公園の敷地としてはおよそ7,500平方メートル、小石川図書館としましてはおよそ670平方メートル、合わせますと、今回全体としては8,200平方メートルが敷地としてはあるといったような状況になってございます。

ここからは、小石川図書館のところを主に御説明をさせていただきます。資料は13ページを御覧ください。

小石川図書館の建設年は昭和40年ということで、築55年を経過しております。途中で平成11年度に耐震補強等の工事を行っていますけれども、やはり老朽化が進んでいるような状況です。

真ん中のところ、下の施設・設備の配置等のところになってございますけれども、今、区立図書館につきましては、8館2室、全10施設で分担収集を行っておりまして、小石川図書館については、法律、教育、音楽などの分野を収集しております。

また、開架資料の4割が、こちら左の立面図にもありますけれども、積層書架という形で、階をまたがって書架がある形になっておりまして、書架の間が狭く、また天井も低く、利用者が資料を探しづらいような状況となっております。

また、下のその他のところですが、現況施設については、エレベーターも含め、バリアフリーに対応していない状態。また、当初建てた時点で規制がなかったということもありまして、現在の建築基準法に適合していない、既存不適格建築物となっております。

また、特徴としては、区内で唯一のレコード所蔵館となっております、視聴覚資料が2割を占めている。

また、開架率が、区立図書館平均の7割よりも高い8割となっております、こういったことから開架で古い資料も提供しているような状況になってございます。

次に、資料の14ページを御覧ください。

14ページの下からは、今回の整備に関する関係法令ですが、主なところを御説明させていただきます。

14ページの下ところ、都市公園法ですが、今回の建物の建築に当たっては、都市公園法上の設置基準を遵守する必要があります。そういった中での手法として、下から3行目、高低差の活用と限られた敷地内での整備方法として、立体都市公園制度といった制度の活用も考えられるような状況にはなっております。

次の15ページを御覧ください。

15ページの下のところ、この立体都市公園制度に触れさせていただいておりますけれども、今回、もともと都市公園だったところに、この制度を適用する場合については、下のアクセスの確保という表の中のA、都市公園の地下利用を可能とするケースといった活用が一般的なものとなっております。

次に、資料18ページを御覧ください。

この地区が、東京都文教地区建築条例の第一種文教地区に当たるということ。また、建築基準法上の第一種中高層住居専用地域に当たるということで、御要望、御意見の中にありますカフェの設置、飲食店の設置といったものが原則としてはできないといった形になっております。ただ、所管部署に確認をしたところ、必ずしも全くできないというものではないということで御意見をいただいておりますので、今後、改めて意見の集約等の検討の際には、設置も視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、資料の20ページを御覧ください。

資料の20ページの下のところ、一体的整備の整備コンセプトが書かれております。今回、この一体的整備に関しましては、テーマとして、1つ、公園の利便性の向上ということで、公園の機能や防災性を高め、公園施設を一体化しというところ、それと高低差を利用した敷地の活用の検討。

それと2番目としては、スポーツ・学びの拠点として、テニスコート設備の更新、それと図書館機能の充実が挙げられております。

3番目としては、多様な人の交流を生み出す空間の創出、この3つがコンセプトとしてございます。

なお、この整備コンセプトにつきましては、令和4年9月に議会報告をさせていただいた内容となっております。

次に、資料の21ページを御覧ください。

21ページ以降は、区民参画ということで、これまで行ってきた様々な手法で御意見等の集約を行ってきた内容となっております。

中段、マル3ではワークショップ、マル4では意見募集、マル5ではこどもアンケートなどを行ってきたところでございます。

その結果としてですけれども、図書館の部分につきましては、資料26ページを御覧ください。

まず、資料26ページの上のところ、現在の図書館の使われ方としては、本や雑誌を借りる、おはなし会等に参加する、勉強するなどが多く挙げられております。

また、資料27ページでは、新しい図書館に望むものといましては、本を借りる、園児と本を選ぶ、また勉強といったところが多く挙げられているものでございます。

また一方で、図書館としての課題がございますので、資料の31ページを御覧ください。

資料31ページの課題ですけれども、施設の老朽化とユニバーサルデザインへの対応ですとか、あるいは蔵書能力の強化、利用しやすい書架配置への対応、また児童や若年層等のサービスの充実や閲覧環境の充実などが挙げられてございます。

こういったことを踏まえまして、資料の36ページでは、図書館における機能・サービスを取りまとめたところでございます。

また、37ページのところでは、今回お示しをいたしますこの複合施設の規模に大きく影響してきます蔵書計画を挙げさせていただいております。

小石川図書館については、現在の蔵書が全体としては22万4,000点ほどということで、この数、また貸出し数や予約件数を見ますと、23区と同規模図書館と比較すると、最も多いような状況にございます。

また、文京区の図書館、先ほど申し上げました8館2室体制の中で、全体としてもこういったものは、23区の中でも高い水準になってございます。

こういったことを踏まえまして、小石川図書館の資料数については、現状維持して、それに加え、図書や視聴覚資料の5割程度を開架から閉架のほうに配架することで、スペースを生み出し、利用者が触れることのできる機会を確保していくというふうにしたものでございます。

また一方で、資料の38ページを御覧いただきたいんですけれども、全体の図書館の運営体制を支えるために、共同書庫、先ほどの蔵書に加えて、共同書庫を設置すると示してございます。こちらは、想定としては5万冊を想定しておりまして、現在、真砂中央図書館、水道端図書館で行っている共同書庫に加えて、3か所目の設置ということで考えたものでございます。

あと、資料の41ページの下のところから、42ページにかけてになります。こういったことを踏まえまして、複合施設の施設整備目標といましては、延べ床面積が3,400平方メートル程度を考えてございます。

その具体的な内訳が42ページのほうに記載をしておりとなっております。

また、今回整備をする全体のイメージといたしましては、45ページに平面図と立面図、それと46ページにパースのイメージ図を掲載しているところでございます。

特に今回立体的にこの複合施設を整備してというところで、46ページのパース、イメージ図のほうを御覧いただきたいんですけども、右側の低い道路の面から入っていただいて、そちらから入っていただく方が公園、テニスコートを利用される際には、この建物のエレベーター等を使っていただいて上がっていただく。また、テニスコート等を利用している方は、そのまま同じ高さでこの建物に入っていただくと。相互に動線を設けることで、交流を生み出す、そういったイメージになってございます。

ただ、今回お示しをしているのが、あくまでも基本計画のボリューム感といったところでのイメージになりますので、より詳細な使い勝手、そういったところについては、設計を待ってお示しをするような中身になりますので、今回お示しできる範囲といたしましては、このレベル感というふうになってございます。

そのほか、管理運営計画、整備スケジュール等を49ページ、50ページに掲載しておりますので、御覧をいただければと思います。

最後に、2ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございます。この後3月から、この中間のまとめについて広く周知を進めていくために、ホームページへの掲載ですとか、あるいは説明会等での説明ということに移ってまいりたいと考えております。

ただ、内容が大分多い内容になっておりますので、説明に当たっては、十分に周知期間を持った上で、説明の手法等についても工夫をしてみたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 今回、竹早公園と小石川図書館の一体的整備基本計画ということで、かなり現実味を帯びたような内容になって、報告があるんですが、1点、委員会の在り方でちょっと提案をさせていただきたいと思うんですけども、この整備計画については、今日、建設委員会でも——建設委員会は、主には公園のほうが中心になるかと思うんですけども、できれば両方に関わる案件ですから、別々ということではなくて、合同で行うべきだというふうに

私は考えておりますので、次の段階に進んだときには、ぜひとも、合同委員会ということでお願いをしたいということで、これは委員長にお願いをしたいと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

○浅川委員長 合同委員会のほうに関しましては、事務局とも御相談しながら進めていく方向になるかどうかは、その結果次第になりますので、よろしくお願ひします。

○板倉委員 ぜひ、そこは建設委員会の委員長さんとも事務局とも御相談しながら、理事者とも御相談いただきながら、ぜひ一緒にということでお願いをしたいと思ひます。

それで、ここで議論するのは、図書館を中心に議論ということになるんですけども、ただ、図書館という建物についても聞かないといけないということなので、お聞きしたいと思うんですが、今回、御報告いただいた中で、結局、本来なら来年度プロポーザルということだったんですけども、いろいろ皆さん御意見があったり、要するにイメージが湧かないということで、こういう形でお示しをいただいたということで、相当皆さんから御意見が出されております。今回、図書館は、都市計画公園の敷地の中に組み込まれるということで、図書館単体では建ぺい率は80%まで可能ということなんですけれども、組み込まれてしまうと12%ということで、相当図書館が縮小というか、狭まった形になってしまうと思うんですけども、現在の建物の延べ床面積は1,993.50平米なんですけれども、一体化すると図書館部分だけは何平米になるのかということ。

この図を見てみますと、地下1階は管理、地下2階についても図書館を挟んで管理というふうになっていて、管理という部分が非常に広くて、図書館はフロア全体の4分の1ぐらいしかない、この図面を見ますとそういうふうになっています。

あとは、1階というか、公園・テニスコートに面したフロアから入る、そのフロアについても、管理と共用を合すると図書館というふうにしてるところは6分の1以下ぐらいしかないというふうに見えるんですね。ですから、そうなってくると、せっかく新しく図書館を造っていくのに、今までより皆さんの要望がこういうのも欲しい、こういうのも欲しい、そういう要望に本当に応えられるのかどうかというのが物すごく疑問なのと……。

○浅川委員長 板倉委員、すみません、質問する方が大勢いるので、時間を考えて……。1人5分ぐらいしかないんですね。申し訳ないですけども、1人5分ぐらいしかないかなと。

（「そうじゃなくちゃ終わらないじゃない……」と言う人あり）

○浅川委員長 時間が制限ありますので、御協力をお願いします。

○板倉委員 高さについても、22メートルという中、あれがあるんですが、今、既存不適格と

いう建物なので、現在の高さを維持するという事は難しいというふうには書いてあるんですが、絶対高さ制限の特例という中で、1回目の建て替えでは、現状の高さが許容されるというふうには思うんですけども、そうした扱いを取ることができないのかということをお聞きしたい。

では、まとめて言いますね。私たち、要望としては、現在、目白台の運動公園には、テニスコートが4面あります。照明がないので、夜間は使えないわけですけども、そこを使わせていただくことも含めて、あるいは文京区内には、民間の土地ですけども、例えば向丘高校の隣接地に民間の空地がありますが、そこを借りてテニスコートにするという、そういった策も検討していただきながら、テニスコートは、私は5面は必要なくて4面、1面は減らしていただいて、そこにクラブハウスを持っていく。そうすれば、図書館の面積も一定確保できていくわけですから、そこにクラブハウスを持って行って、空いている部分については、広場を確保する。そうしたことをぜひ検討していただきたいというふうに思います。何点か質問しましたが、よろしくお願いたします。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 まず、図書館部分での広さとか配置の御質問ですけども、図書館につきましては、現行が2,000平米弱で、まだこれが基本計画の段階ということで、この3,400平方メートルの全体の中で、図書館部分専用というのが明確に何平米になるかというところまではお示しできないんですけども、現在よりは若干広くなるということは想定しております。それが何百平方メートル増えるかというところまではちょっとお話できないんですけども、増えるということでは考えているところでございます。

また、もともとあった図書館の土地で、特例をというふうなお話ですけども、都市計画法との絡みがありますので、私のほうからそういったことができる、特例を適用する云々というところは、ちょっと答弁は難しいかなと思っております。

○浅川委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 テニスコート5面についての御意見でございますけれども、なぜ5面かというところでございますが、やはり利用率が非常に高い施設ということが一番でございます。ただ、この5面を必要とするに当たって、目白台運動公園があるということも当然認知をしておりますので、今後、目白台と竹早テニスコート、一体的にテニスコートの在り方というのは考えていく必要があるということは認識をしております。

あと、よくいただく御意見で、テニスコートをテニスコート以外の運動でも使うようなこ

とも検討されてはどうかという御意見もありますので、そういったことを総合的に考えながら、テニスコート5面を使いながら、様々なスポーツを楽しめる空間にしていきたいという方向で考えていきたいと思っているところでございます。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 基本計画ですから、これからどのように進めていくかというのは、本当に区民の皆さんの御意見が大事ですから、そのところはきっちりと受け止めていただくということと、やっぱりせっかく建て替える図書館が僅かしか広がらないということでは、さっきも言いましたけれども、この図書館の利用のあれでいいますと、皆さん、本当にいろんな思いで、新しい図書館にはこういうことをとということの要望がありますから、ぜひ、皆さんの意見を十分取り入れた形でやっていただきたいということと、テニスコートのことも併せて、御検討いただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 広さについては、今後、様々な御意見等をいただいた上で、それによって、先ほど御説明をさせていただきました立体都市公園制度の活用など様々な選択肢を持って、まずは受け止めていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 私からも竹早公園、小石川図書館一体的整備基本計画のところ、こちらのほう、ワークショップや意見交換会、意見募集の区民参画として、利用者、近隣住民の声にしっかりと耳を傾けて進めている計画かと思えますけれども、ちょっと1件だけ気になって、これは建設委員会にも近いかもしれないんですけども、45ページにおいて、真ん中の図、先ほど説明いただいた、公園の広場のところがあると思うんですけども、ここに休憩スペースがありまして、その隣に遊具があると。この公園は樹木が多いという説明もこの中に書いてあるんですけども、実際に公園ができて子どもたちが遊ぶようになりますと、小さい子どもが遊んでいるときに、保護者の方とか休憩のところ、子どもが近くで遊んでいるということもあるかと思うんですけども、そのときにしっかりと見通しがよく、保護者が休憩しているところから遊んでいる子どもがちゃんと見えるような位置になるのかというのは、今のところしっかりとそういった形になるのかどうかって分かるんでしょうか。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 公園部分につきましては、まだあくまでもボリューム感と、あとゾーンを置いてみたというところですので、今後、詳細については、設計の段階で明らかにな

るものと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。ぜひ、休憩の場所などもしっかりと考慮して、保護者が子どもをしっかりと見れるね——アンケートにもありましたけれども、小さい子どもを安心して遊ばせられる公園がいいと。本当に安全性が一番大事かと思うので、どうぞそこはよろしく願っていたと思います。

この計画についても、テニスコートや広場、あと図書館、それぞれ利用する層が違う部分もあるかと思うんですけれども、それぞれの意見にこちらもしっかりと耳を傾けて、多様な人の交流を生み出す魅力ある公園づくりを進めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 まず初めに、この中間のまとめを見させていただいて、館長が一番最初に、これは中間のまとめといっても確定版じゃないというお話をされたので、私、これを読ませていただいたときに、中間じゃなくて、クォーター、4分の1程度のまとめかなというふうに捉えさせていただきました。

それで、確かに僕も、改選前の1年前に、この竹早公園と一体のことについて代表質問させていただいて、今までの経緯を踏まえた上で質問させていただきました。結果的に、図書館が60年という年月が経ってしまって、私とほぼ同い年なので、私も利用させていただいた子どもの頃というのは、立派な図書館で、とても多く利用者がいたと。ただ、今としては、もう当然ながら、利便性が悪い。それを何とかしたいという中で、でも今までのやり方だと既存のまましか建て替えができなかったことが、都市計画法の改正によって、さあ一歩踏み出せるというのがこの一体化計画だというふうに区の皆さんも当然ながら思っていると思います。

改選前のときにお話ししたのは、いわゆるこの都市計画法の改正によって、この公園と図書館にどういうポテンシャルを持たせていくんだという大きな課題があったと思います。では、その課題って何って、簡単に言えば、図書館機能、生涯スポーツの拡充、子どもたちの利用しやすさ、全ての世代の利用できる公園という、様々な、具体的に言えばこういう課題があって、これにどういうポテンシャルをつけてやっていくかというのがこの文教委員会の議論であって、様々な手法を検討していただきかったというふうに思っています。

ただ、この中に書かれているように、立体都市公園制度を利用すればと踏み込んだところ

もあります。立体都市公園制度というのは、今現時点では、各区では非常にはやっている制度であって、これを活用して様々やっついこうよというふうなところがあって、その利用のメリットとしては、土地の有効活用、都市公園の効率的な整備、公民連携の視点からの活用、耐震性の向上、災害発生時の一時避難場所等々と、いろんなポテンシャルを生み出したものが都市計画法の改正によってあると。これは建設委員会の範疇かもしれませんが、一番最初の話に戻すと、ではどういうポテンシャルを持たせるかというのは、この場の皆さんの議論だと思います。

その上で、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、一番懸念していたのは、この60年という年月が経過したがゆえに、私の子どもの頃から近隣の方々から様々な、自転車が邪魔だ、車を止める、テニスコートの音はうるさいというのはありました。それプラス、竹早プールがあって、全世代がにぎわって、野外プールを楽しんでいたけれども、井戸水の活用は衛生上アウトというのがあるって、一番利用されやすいのは何ですかと区民に聞いたときに、テニスコートの増設だということで、1面が増えましたという経過がありました。だから、公園と竹早公園とのつなぐところが細かったりなんかして、いびつな形をしたまま整備が進んできたという経過があります。

では、これも全部改修しましょうといったときに、私が聞きたいのは、1点だけなんです、この土地利用をして、小石川図書館のポテンシャルを拡充するために、まずこれだけことをやりましょうということがあった上で、竹早公園との一体整備の中で、こういうものをつけていきましょうというところはなかったのか。というのは、今のニーズでいえば、当然ながら蔵書を増やしていくのも当たり前、今、真砂図書館が中央図書館であるけれども、小石川図書館を中央図書館にしましょうとかいう議論があったのか、ないのか。そのときに様々な図書館の在り方を全て区として考え直しますということがあったのか、ないのか。そういうところも様々整理した上で、今回の整備をやることによって、この立体都市公園制度を使ってやっていきましょうとえば、多分、これだけのお金はかかってもということは、区民の皆様は納得できると思うんですよ。ただ、その議論もなくして、乱暴に立体都市公園制度を使いましょうというのは、ちょっとアウトかもしれませんが、庁内でまずそういう議論がなされて、ここに踏み込まれたのか、まず1点目、お聞かせください。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 この間の議論ですけれども、先ほど御説明をいたしました、基本的なコンセプトのところ、20ページにありますけれども、このコンセプトに基づいて、その後

の検討がなされてきたところになっております。繰り返しになりますけれども、公園については、公園機能や防災性を高めるなどの利便性の向上、それとテニスコートの設備の更新、それと図書館機能の充実ということ、それと多様な人の交流を生み出す空間の創出という、このコンセプトに基づいて検討を進めてきたところになっております。

その中で、図書館にありましては、先ほど蔵書のことでも御説明をさせていただきましたけれども、蔵書を増やすといったところの考え方に加えて、今、全館のほうで進めています、例えばICT化の動き、自動貸出機やICタグなど、そういったことも併せて、図書館全体としての機能向上を図っていく。また、今現在課題となっております、今回御意見でもありました勉強をする場の確保ということで、この小石川図書館についても、一定、学習室を整備するというので、そういったことを盛り込んでおります。資料でいうと42ページになります。

グループ学習室を20席程度、閲覧学習室も65席程度といったような形で、そういった一定ニーズを取り込んだ上で、図書館機能を高めていくということは検討してきたところでございます。

また、ボリューム感につきましても、今現在、小石川図書館の閲覧席がおおよそ140席程度のところを200席程度に増やすと。そういったことで、先ほどの閉架、開架の工夫なども併せまして、ここでくつろいでいただくような環境と、そういったことは意識して、今回の中間のまとめを作成したものになってございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 それはちょっと読めば分かるんですけども、だから庁内での図書館の在り方というところが議論されましたかという、文京区は30分歩けば図書館に当たるという、とても図書館行政が優れたところであるので、その再編に向かったの検討はあったのかどうか。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 最初に御説明申し上げました、文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会の中でも、今現在、昭和63年度から真砂中央図書館を中央図書館としてということで、様々体制を整え、利便性を高めてきたところとなっております。そういった中で、蔵書ですとか貸出しですとか、23区の中で人口比でトップクラスの状況にあると。そういったことを踏まえて、小石川図書館の整備に当たっては、現行の体制のまま小石川図書館の整備を進めていくということで検討を行ってきたところでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 それが聞きたかった。だから、現行のままだから、現行のままの報告になってしまったのかなという認識が非常に高いんですよ。だから、一番最初にポテンシャルを持たせてくださいと言った、そのポテンシャルは、当然ながらここに書かれているように増やしていますよ。本当にそれだけなんですかというのが、クォーター、4分の1の報告で、これからまだまだ踏み込めるところがあるんじゃないんですかという話なんです。

今、建設委員会と一緒にという話もあったけれども、これは僕、別々でいいと思っているんだけど、なぜならば、ここはうちらがこういうのをつくりたいというのを、いろんな都市計画法の中を使ってつくっていくという場なので、それを承認するか、しないかというのは向こうの考え方なので、うちらは何しろ区民に対して、こういうものをつくってくんだというのをつくり上げていきたいと思しますので、新たなその制度を使った中で、もっと土地を増やす、いや、もっとこういうふう子どもたちの運動施設がつくれます、いや、地下に防災的に、一中があるから必要かどうか分からないですけども、そういうところを加味しながら、防災拠点としての機能も果たす。

近隣には、TRCという図書館流通センターがあって、今、ICタグの話があったけれども、官民連携で一番やりやすい場所だからそこを充実してやるんだとか、そういうインパクトは皆さん方が考えて、区民に御提示をしていただいて、新たな御意見をいただきながら、共に構築できる体制を今後もつくっていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 今、いただいた御意見も踏まえまして、これから取りまとめます様々な御意見、御要望等も踏まえた上で、改めて案等をお示しできればというふうに考えております。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 文教委員会ですので、小石川図書館でいえば、先ほどもありましたけれども、建物の老朽化やバリアフリーになっていない、閲覧がしにくいというような課題を克服するために、一日も早い改築が求められてきて、今回、竹早公園との一体的整備の中間のまとめが報告されたわけですが、図書館としての機能を拡充することはもちろんのことですが、竹早公園と一体的に整備することによる利点といますか、有効活用というか、そのようなところでどのような意を用いられて検討されてきたのか、お伺いいたします。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 まず、この敷地の有効利用というところになります。最初のところでの現況のところでもありましたけれども、やはり公園が二分割されている、あるいはテニスコートが二分割されている、そういったところでの使い勝手のところ。それと、先ほど御説明しました、この複合施設を、地下から公園の面までの高低差を生かして立体的に整備するというので、様々な動線を生み出して、それとそれぞれの利用者間による交流を生み出すと。そういったところに意を用いて検討してきたところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。ここにもコンセプトにありますように、多様な人の交流を生み出すということで、これもすごく大事なことだと思うんですけども、一方で、図書館ということを考えますと、イメージ的には静かに本を読むとか閲覧するというようなイメージが、あるいは静かな場所というような部分のイメージもありますけれども、多様な人の交流を生み出す空間と図書館機能という辺りでは、どのような立て分けというか、その辺は考えられているんでしょう。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 こちら資料の43ページにございますけれども、機能相関図というのを入れさせていただいております。左側がにぎわい・交流のあるところ、それと右側が静かなところということで、主に公園・テニスコート、それと中間にあります多目的利用ゾーンが、にぎわいのあるところから、図書館の部分、特に閲覧・学習室ですとか対面朗読室など、また児童ゾーンなどは静かさが求められますので、そういったところをこういった形で機能を分けて、今後の施設の中でのゾーニングもこれに沿って行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。その辺の立て分けというか、動線というか、その辺はきちんと図書館利用者の方が安心してというか、しっかり図書館機能として使われるような形で、今後、御意見も伺いながら、進めていっていただければと思います。

それと、先ほど、公園のほうになるかもしれないんですけども、今後の意見の中でも出てくるかもしれませんが、いわゆる喫茶というか、カフェとかね、この前も寝屋川市の図書館に行ったときに、そこは図書館の中にカフェがあって、結構使われている方も多くて、いわゆる学びと憩いの場というような感じで使われておりましたけれども、そういったことも、やはり今後の検討課題の中の一つとして加えていただければと思います。

あと、屋上公園ってあるんですけども、この辺はどのようにお考えなんでしょう。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 まず、喫茶・カフェの設置ですけども、先ほど御説明させていただきましており、原則としてできないということでしたので、今回の中間のまとめには盛り込まれておりませんが、必ずしもできないものではないという見解をいただいておりますので、今後の検討の中では、その設置も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、屋上公園ですけども、基本的にはなるべく広く公園の面積を確保するという観点で、建物の屋上も有効活用して屋上公園とするということで、案として入れさせていただいているものになっております。その使い勝手に関しましては、今後の設計等の段階で、例えば対象ですとか、あるいは何かしら設置するのか、そういったところについては、設計の段階で考えてまいります。

○浅川委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。様々な制約の中での一体的整備ということで、なかなか難しいハードルの部分もあると思いますけれども、やはりここにありますように、コンセプトがありますけれども、様々な世代の人たちが本当に気軽に利用できるような図書館、また一体的整備というものを、今後そういった施設になるように取組方をよろしく願いいたします。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 時間がないので、続けて全部質問してしまいたいと思います。

先ほど白石委員や岡崎委員のほうからもあったんですけども、一体的整備をするからできるということについては、もっと考えていただきたいなと私も思っております。私としては、公園の緑が多いという特性をしっかりと生かして、みんながくつろぎながら、思い思いに自分の時間を楽しむことができるように、そういった図書館になってほしいなと思っております。

例えば大きな窓をつけて、公園の緑を眺めながら、くつろいで本を読めるように、内装を工夫するですとか、あと、テラス席のあるようなカフェをぜひ併設して、そこでも図書館の本を読めるようにするとか、読書とか学習習慣の向上につながる機能、居心地のいい場所になるような工夫を、やはり今までの図書館のイメージを一新するような形で、積極的に取り入れていただくように要望させていただきたいと思います。

あと、45ページの図案を見させていただくと、図書館の建物には管理部分や共用部分があ

って、図書館が占める割合が限られているんですけども、これは具体的にどのような機能なのか、教えてください。

先ほど来、立体都市公園について議論がありますけれども、ぜひ、図書館の部分だけじゃなくて、公園側とかテニスコート側にも地下を造ることも考えていただいて、そこに管理部分などを入れたりして、もっと図書館の部分を充実させることも考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

あと、公園のほうは、夏場はとても暑くて、熱中症対策が必要だと思うんですけども、この配置だと、テニスコートは陰ができず、危険なのではないかなというふうに思っております。先ほど申し上げた地下部分をテニスコート側にも造ることができたら、空調が効く部分に一部コートを移すなどして、熱中症対策にも活用できると思うんですけども、いかがでしょうか。

最後に、公園のほうになるんですが、公園利用者アンケートにテニスコートの占める割合が高過ぎるというような意見もありました。これだけまとまった敷地ですので、例えばテニスコートは可動できるものにして、ほかの競技も行えるような工夫もぜひ区長部局と考えていただきたいというふうに思いますので、これは要望で、よろしく願いいたします。

以上です。

○浅川委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 こちら地下にある管理部分ですけども、資料でいうと42ページに記載がございます。主に事務室ですとか会議室、それと倉庫で、場合によっては様々、冷暖房機器ですとか、そういう機器的なものの設置などが考えられているところでございます。

また、立体都市公園制度のお話がありましたけれども、その辺りにつきましては、今後、御意見、御要望を伺う中で、そのボリューム感に応じた対応を考えていきたいと思っております。

○浅川委員長 野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 テニスコートについての御意見でございますけれども、夏の熱中症対策ということは、アンケートからの御意見はたくさんいただいているところでございます。ここについては、屋外であるがゆえに、できる対策をしっかりとって進んでいきたいと思っております。

また、先ほども御答弁申し上げましたけれども、テニスコートをテニス以外で活用ということですね、運動の機会をここでつくっていくということは、極めて重要な課題と認識して

おりますので、ここにつきましても意を用いてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 はい、ありがとうございます。図書館の管理部分については、会議室などということですが、この資料の中にもありましたけれども、学習スペース、グループ学習室、それから個別の学習スペースというのをしっかり持たせていただきたい、その機能をしっかりと充実させていただきたいので、管理部分の場所についても、もう一度しっかりと考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

沢田副委員長。

○沢田副委員長 私から1点です。先ほどテニスコートの利用率が高いという話があったんですが、この利用率は、予約が埋まったかどうかであって、実際に利用されたかどうかではないんじゃないかという話ですね。つまり、利用者の実数はちゃんと把握しているのかという問題が1点あると思います。

あと、不正利用の実態もあるのではないかと。つまり、利用料金以上の参加費を取って、区外の参加者に利用させていたりする団体がないかという話もありまして、この辺りを、問題を整理してから利用率については議論をしていただきたいと、これは要望です。

以上です。

○浅川委員長 それでは、野苺家スポーツ振興課長。

○野苺家スポーツ振興課長 ありがとうございます。

まず、利用率につきましては、これが実態があるかないかという御意見はありますけれども、基本的に予約を取っていただいたものは利用につながっているという認識でございます。

いただく御意見の中で、どれだけ区民の方が使っているかという御意見もございます。これにつきましては、確定値ではございませんけれども、速報値的な参考として、文京区に住所がある方の御利用が約84%ということで、高い利用率ということでございます。

また、不正な利用があるのではないかという御指摘もございました。これについては、私ども認識をしております。特にインターネット上のサイトで募集を募って、区外の方の御利用であったり、営利目的の利用につながるということが散見される事情は、私どもも認識しております。これについては、今月、強化月間ということで、インターネット上での周知ですとか、現場での確認の強化をしているところでございますので、この不正についても徹底的に対応していきたいと思っているところでございます。

○浅川委員長 よろしいですね。はい。

それでは、お時間のほうが11時30分となりました。一般質問の申出を4名の方からいただいておりますが、全員の方に御質問いただくことは困難な状況です。したがって、一般質問については行わないこととし、議事を進めさせていただきたいと思っております。

（「一般質問……」と言う人あり）

○浅川委員長 一般質問は、この状況では困難な状態ですので、申し訳ございませんけれども、11時30分で切らせていただきたいということを最初にお約束したはずですので。

板倉委員。

○板倉委員 約束はそういうことになっていたんですが、結果的には終わらなかったわけですから、若干でも延長してやっていただいて、一般質問を用意しているわけですから、やっていただきたいと思っております。

○浅川委員長 取りあえず、昨日の理事会では11時30分まで、その後お時間の都合のつかない方がいらっしゃるということで、その時間になったわけですので。

板倉委員。

○板倉委員 全員つかないんでしょうか。そこら辺は確認されたんですか、今日の時点で。

○浅川委員長 全員ではありませんが、11時30分に終了という時間を決めたのは理事会でのことですので……。

（「進めて……」と言う人あり）

○浅川委員長 申し訳ありませんけれども、個別に所管課のほうとお話をさせていただければと思いますけれども、もうこの時間の間にでも、もう次のところに向かいたい方もいらっしゃいますので、11時30分、理事会で決めたとおりにさせていただきたいと思っております。

（「提案」と言う人あり）

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉委員 一般質問を用意していましたから、理事者に質問は出しまして、それに回答をいただきたいと思っております。それで、委員会の皆さんに、その内容について知っていただきたいというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 すみません、板倉委員、理事でいらっしゃるので、改めてお話ししますけれども、昨日の理事会のときに、11時30分で、一般質問まで含めて終了するというふうにして、御理解いただいたということですよ。それは、報告事項は当然優先されて、一般質問は今まで

だったら、時間内に終わらなかったら、それぞれ各自皆さん理事者とやってくださいということで、理事者たちの時間もここで11時30分で開放しますよという約束を全員でしたんですよ。なので、もうここで議事が終わらないと、お仕事に就かれる方は就かなきゃいけないという運営を委員長が行っているというふうに私は理解しているんですが、新たな提案はまた理事会で行っていただいて、ここは閉めないと……。

（「では、理事会の開催をお願いします」と言う人あり）

○浅川委員長 本日は理事会は開かずに、11時30分で閉めさせていただきますので……。

（「必要に応じてやるって言っているじゃないですか、委員長」と言う人あり）

○浅川委員長 必要に応じて時間内にできればでしたけれども、時間内にできなかったということで、申し訳ありませんが、一般質問に対しては、個々に所管課のほうとお話をして進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 では、その他に移らせていただきます。

本会議での委員会報告について、文案の作成については、委員長に御一任いただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 委員会記録について、昨日及び本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 令和6年5月の閉会期間中における継続調査について、議長に申し入れることとします。

○浅川委員長 以上をもちまして、本日の文教委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午前 11時34分 閉会